

# 通知書

園児名 \_\_\_\_\_ 様 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

病名 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より加療中でしたが、軽快し、感染の恐れがないため、

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園を(認めます。開始します。)

(保護者の方の報告の場合は、開始しますに○をつけてください。)

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※ 医療機関

印

保護者

印

※感染症種類により、医療機関の証明が必要な場合のみ記入。  
保護者の通知のみの場合は記入不要です。

----- 切り取り -----

## 医師の意見書(登園許可届)が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発症4日後	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過していること(乳幼児3日)
水痘(みずぼうそう)	発疹出現2日前からかさぶた形成まで	全ての発疹がかさぶた化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現後5日経過し、全身状況が良好であること
結核	—	医師により感染の恐れが無いと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	咳出現後3週間経過するまで	特有の咳が消失していること、適正な5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸(O157,O26等)	—	医師により感染の恐れが無いと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れが無いと認められていること

## 医師の判断を受け、保護者の方からの登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬治療を開始する前と開始後1日	抗菌薬内服後24~48時間経過していること、医師から登園許可が出ていること
マイコプラズマ肺炎	抗菌薬治療をする前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること、医師から登園許可が出ていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱が治まり、医師からの登園許可があり口腔内の水疱・潰瘍の影響なく食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	症状出現の1週間前	医師から登園許可があり、全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出するため)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、医師からの登園許可があり、通常の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排出している)ので注意が必要)	発熱が治まり、医師からの登園許可があり口腔内の水疱・潰瘍の影響なく食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、医師から登園許可があり、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹がかさぶた化していること、医師からの登園許可があること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと、医師からの登園許可があること
コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後5日間	発症後5日間を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過すること、医師からの登園許可があること